

学校体育施設開放事業における練習試合等実施のルール

- (1) 練習試合等の実施を希望する場合は、施設の利用予約をした団体が予定日の2週間前までに以下のいずれかの方法で届け出ること。 LoGo フォーム QR コード

・ Web (LoGo フォーム)

<https://logoform.jp/form/UpCD/188620>

・ 書面

「練習試合等利用届出書」を市民体育センターに提出

※届出書は市民体育センター窓口にあります（または学校体育施設開放事業の HP に掲載のデータを印刷して利用してください）。



- (2) 2 団体での練習試合等のみ実施可能なものとし、大会やリーグ戦等の 3 団体以上の利用は禁止とします。

※練習試合等は団体同士の実施のみを許可するものであり、個人を招くことはできません。

- (3) 営利団体の利用は認めません。必ず相手団体が営利団体かどうか確認すること。

※相手団体が営利団体かどうかわからない場合は、決算書等をスポーツ推進課に持参し、営利団体かどうか相談してください。

- (4) 練習試合等の実施に伴い発生したトラブルは、すべて届出団体（利用予約をした団体）がその責任を負うこと。

- (5) 本市の学校体育施設開放事業のルールを相手団体にも伝え、ルールの順守を徹底させること。特に駐車場について相手団体の関係者を含め当日来校する可能性のあるすべての人への周知を徹底し、必ず決められた駐車場のみを利用すること（12 ページ「各学校駐車場一覧」参照）。

- (6) 鍵の受取等、利用の際に必要なことは必ず施設の利用予約をした団体が行うこと。

・ このルールは利用実態に応じ随時変更する場合があります。
・ ルール違反の事実が判明した場合、予告なく練習試合等の禁止もしくは、ID の凍結等の罰則を行う場合があります。